

秋の行政相談週間

10月16日(月)～22日(日)



毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて、説明に納得できない、「処理が間違っている」など、苦情や意見、要望等はありませんか? そのようなとき、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政と住民とのパイプ役として、皆さんの相談に無料で応じます。お気軽にご利用ください。

東京一日合同行政相談所
各行政機関・行政相談委員が、苦情や要望等の相談に応じます。

とき 10月16日(月) 午前10時～午後4時
ところ JR東京駅八重洲地下街「メイン・アベニュー」

相談内容 国税、年金、保険、福祉、登記、道路、郵便、旅客運輸関係など
一日所長：舞の海秀平さん
(スポーツコメンテーター)

問合せ 東京行政評価事務所 (☎03・53331・1752)

市民相談室での定例相談(予約制)
田無庁舎：毎月第3金曜日午後1時30分～4時30分

保谷庁舎：毎月第1木曜日午後1時30分～4時30分
田無庁舎 (☎内線1432)
保谷庁舎 (☎内線2115)
市の「行政相談委員」は次の方々です。

松下美恵子さん (☎462・5657)
高橋朝恵さん (☎463・6505)
菅野亨さん (☎465・4651)
渡部とく代さん (☎422・1563)

なお、相談は次のところでも受け付けています。
行政苦情10番(総務省東京行政評価事務所)
☎0570・090110
☎03・53331・1761
PHS、IP電話などをご利用の場合は、
☎03・3363・1100
へおかけください。
総務省のホームページ
(<http://www.soumu.go.jp>)



東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階、休業日を除く毎日受付)
☎03・3987・0229
生活文化課 (☎内線1412)

Q 5日前、イベント情報を聞きに来て」と電話があり、事業者に会いに行った。8時間勧誘され、クラブ会員の契約(80万円)をしまった。次の日、断りの電話をしたが、担当者不在と言われ、そのままになっているが、解約したい。

A この事例のように、電話で呼び出し、長時間勧誘して契約をさせる商法をアポイントメントセールスと呼びます。契約から8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。クーリング・オフは書面で通知するだけでよく、事業者の理解を取る必要はありません。はがきに、契約日や商品名など契約内容と解約することを書いて、事業者の代表者あてに出します。はがきを書いたら裏表

消費生活相談Q&A
アポイントメントセールスとクーリング・オフ

ピーをとり、配達記録または簡易書留で出します。こうすれば、クーリング・オフを通知したということが、証拠として残ります。アポイントメントセールスのように、販売目的を告げずに、事務所などに呼び出し契約させることは禁止されています。また、クーリング・オフを申し出た人に対応せず、引き伸ばしを図ることも違法行為です。よくわからない電話で呼び出されても出かけてしまつと断りきれず契約してしまいがちです。契約してしまい困つたときは、消費生活相談室へお問い合わせください。

消費者センター消費生活相談室 (☎425・4040)

人権の花が咲きました!

今年度「人権の花運動」実施校である中原小学校と東伏見小学校の皆さんで、大切に育てた花がきれいに咲きました。花と一緒に育んだ優しい心を地域で見守りましょう。

生活文化課 (☎内線1413)



中原小学校



東伏見小学校

無料市民相談

内容	日時	場所	問合せ	
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時	(田) (保)		
専門相談(予約制)	法律相談	10月24日、25日・11月2日、9日、10日 午前9時～正午 11月2日は人権・身の上相談を兼ねる 10月26日 午前9時～正午 人権・身の上相談を兼ねる 11月1日・7日・8日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
	人権・身の上相談	11月2日 午前9時～正午 10月26日 午前9時～正午	(田) (保)	
	税務相談	11月10日 午後1時30分～4時30分 11月2日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
	不動産相談	11月2日 午後1時30分～4時30分 11月9日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
	登記相談	11月9日 午後1時30分～4時30分 10月19日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
	表示登記相談	11月9日 午後1時30分～4時30分 10月19日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
	交通事故相談	11月8日 午後1時30分～4時30分 10月25日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
	年金・労災・雇用保険・人事一般相談	11月13日 午後1時30分～4時30分	(保)	
	行政相談	10月20日 午後1時30分～4時30分 11月2日 午後1時30分～4時30分	(田) (保)	
	相続・遺言・成年後見等手続相談	11月10日 午後1時30分～4時30分	(保)	
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター (☎425 - 4040)		
住宅増改築相談	11月10日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター (☎425 - 4141)	
動物相談(西東京市獣医師会)	10月18日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課 (☎464 - 1311内線2212)	
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター (☎451 - 0600) 相談専用電話 (☎451 - 0808)	
母子相談	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課 (☎464 - 1311内線2351)	事前連絡をしてください	
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階 田無庁舎5階(予約のみ)	教育相談課 (☎464 - 1311内線2641) 電話相談 (☎425 - 4972)	
女性悩みなんでも相談(電話・面接)	月・火・金曜日 午前10時～午後4時、木曜日 午後3時～8時	市民会館2階相談室	悩みなんでも相談 (☎450 - 0222) カウンセリング (☎450 - 0222) からの相談予約電話 (☎450 - 0055) 生活文化課男女平等推進係 (☎450 - 0055)	
カウンセリング相談(面接)	水曜日午後3時～8時 土曜日午前10時～午後4時		いずれも予約優先。受付時間は相談終了時間の30分前までです。外出が難しい方には、電話でのカウンセリングにも応じます。	
からだの相談(面接)	11月8日水曜日午前10時～正午 循環器科女性医師			
電話医療相談(西東京市医師会)	10月17日(内科)・24日(外科) 31日(耳鼻科) 午後1時30分～2時30分		(☎438 - 1100)	
電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	10月20日、27日 午後0時30分～1時30分		(☎466 - 2033)	

専門相談の予約開始...10月18日(水) 印については10月4日から受付中
相談を希望する庁舎の市民相談室に直接または電話で申し込んでください。
なお予約開始日には窓口および電話が込み合い、電話がつながりにくくなる
ことがあります。ご了承ください。
予約・問合せ ☎464 - 1311
(田)...田無庁舎2階市民相談室(内線1432)
(保)...保谷庁舎1階市民相談室(内線2115)